

平成28年度国民健康保険税率の改定などについて

問い合わせ 国保年金課 ☎51・2295

■国民健康保険税軽減対象の範囲が拡大されます

均等割・平等割(5割軽減、2割軽減)の軽減対象となる範囲が拡大されます(表1)。※申請不要(自動適用)

■税率を改定します

平成28年度の国民健康保険税額は平成27年中(1~12月)の所得を基に、表2に従って算定します。普通徴収の方には、平成28年度分の納税通知書を7月に送付します。なお、特別徴収(年金天引き)の方には、4月に仮徴収決定通知書を送付します。

■課税限度額を引き上げます

医療分と後期高齢者支援金分の課税限度額がそれぞれ2万円ずつ引き上げとなります(表2)。

■税額の急激な増加を防ぐため、緩和措置を引き続き行います

平成25年度から継続している緩和措置を、平成28年度も引き続き行います。「所得比例方式」と「市民税所得割方式」で算定した金額の差額の3分の1相当額を減額します。※申請不要(自動適用)

■世帯主が納税義務者です

国民健康保険税の納税義務者は住民票上の世帯主です。世帯主が勤務先の健康保険に加入しているなどで国民健康保険に加入していない場合、同じ世帯内に加入者がいる場合は世帯主が納税義務者になり、世帯主あてに納税通知書などを送付します(擬制世帯主とします)。

■入院時の食事療養費が変わります

4月1日(金)から、入院時に医療機関に支払う負担額が1食あたり260円から360円に引き上げられます。詳細はホームページ(<http://www.city.toyohashi.lg.jp/10876.htm>)をご覧ください。

■表1 国民健康保険税軽減基準額 ()内は平成27年度の基準額

軽減の割合	基準額
7割軽減	33万円
5割軽減	33万円+26.5(26)万円×被保険者数
2割軽減	33万円+48(47)万円×被保険者数

■表2 平成28年度税率と課税限度額 ()内は平成27年度の税率と限度額

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40~64歳の方)
所得割	加入者の所得割基礎額(※)の合計×6.92(6.92)%	加入者の所得割基礎額(※)の合計×2.27(2.27)%	加入者の所得割基礎額(※)の合計×2.06(1.95)%
被保険者均等割	被保険者1人につき19,800(19,800)円	被保険者1人につき6,600(6,300)円	被保険者1人につき8,100(7,800)円
世帯別平等割	1世帯につき40,800(48,000)円	1世帯につき14,100(15,600)円	1世帯につき12,600(13,200)円
課税限度額	540,000(520,000)円	190,000(170,000)円	160,000(160,000)円

※加入者の所得割基礎額とは、加入者それぞれの総所得金額などから33万円を引いた金額

4月1日(金)から 障害者差別解消法が施行されます

問い合わせ 障害福祉課 ☎51・2340

すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会を作ることを目指し、4月1日(金)から「障害者差別解消法」が施行されます。この法律では「障害を理由とする差別」をなくし、障害のある人もない人も暮らしやすいまちをつくるための決まりが定められています。

■障害者差別解消法

対象機関	不当な差別的取扱いの禁止	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体など	正当な理由なく、障害を理由としてサービスなどの提供の拒否や制限をすること(例)車いす利用者の入店を断るなど	障害者に対し合理的配慮(※)を行わなければなりません(法的義務)
民間事業者(個人事業者やNPOなどの非営利事業者を含む)		障害者に対し合理的配慮(※)を行うよう努めなければなりません(努力義務)

※合理的な配慮とは、「車いすの利用者や歩行が困難な人の移動を手助けする」「筆談・読み上げ・手話などでコミュニケーションを行う」ことなどをいいます



4月1日(金)から紹介状のない初診患者の負担が変わります

問い合わせ 市民病院医事課(☎33・6111(代表))

■「かかりつけ医を持ちましょう」

「かかりつけ医」とは、病気になったときの初期の治療や日頃から健康相談ができる身近な医師のことです。これに対し、市民病院は、高度な医療の提供と急病・重症患者を最優先して治療にあたる病院です。

このように医療機関の役割分担を図る観点から、当院ではかかりつけ医からの紹介状なしで受診した場合に保険診療とは別に選定療養費を負担していただいておりますが、この度、国の制度改正により、一般病床500床以上の地域医療支援病院は、初診時および再診時の選定療養費の定額負担が義務となったため、4月1日(金)から以下の通り金額を改定します。

地域の医療を守るため、みなさん一人ひとりが、かかりつけ医を持つことにご理解とご協力をお願いします。

■4月1日から初診時の選定療養費を増額し、新たに再診時の選定療養費を設定します

〈初診時の選定療養費〉

「選定療養費がかかる方」

対象などは下表の通り。

「選定療養費がかからない方」

- ① かかりつけ医からの紹介状(診療情報提供書)を持参した
- ② 国、愛知県、豊橋市などの公費負担医療を受給している(子ども医療を除く)
- ③ 診療後に緊急入院した
- ④ 検診結果を持参し、その二次検診で受診した
- ⑤ 労働災害(通勤災害)で受診した

〈再診時の選定療養費〉

急性期病院である市民病院を受診し、症状が回復・安定したため、地域のかかりつけ医を紹介する申し出を行ったものの、再度市民病院を受診した方には、2700円(医科・歯科)を負担していただきます。

■初診時の選定療養費(税込み)

対象	3月31日まで (医科・歯科)	4月1日から (医科・歯科)
一般	3,240円	各5,400円
中学3年生以下	1,620円	
75歳以上	1,080円	

■「かかりつけ医」からの紹介受診ができます

市民病院を受診する場合、かかりつけ医を通じて事前の受診予約が可能で、かかりつけ医からの紹介状を持参すると、待ち時間が短く診察を受けることができ、選定療養費の負担もありません。

初診患者の受付時間を変更します

入院医療の充実と増加している手術への対応や外来待ち時間の短縮のため、4月1日(金)から初診患者(緊急を要する方を除く)の受付時間を30分短縮し午前11時までに変更します。

■DPC II群病院に指定

市民病院は、高度な医療技術を実施してきたことが国から認められ、4月から大学病院本院並みの診療機能を有するDPC II群病院に指定されました。



「適正受診」にご協力ください

問い合わせ 健康政策課(☎39・9111)

近年、「平日・昼間は仕事があるから」「夜間の方が空いている」「大きな病院の方が安心」などの理由で風邪や捻挫などの軽い症状にもかかわらず、病院の救急外来を受診する「コンビニ受診」が増えていきます。緊急性・重症度の低い症状の場合は、まず昼間の診療時間内にかかりつけ医で受診したり、休日・夜間であれば休日夜間急病診療所や市内開業医などが自院で診療する在宅当番医を利用したりするなど、医療機関の「適正受診」にご協力をお願いします。休日夜間の緊急医については、本紙毎月1日号をご覧ください。

知っている安心・便利情報

■救急医療情報センター

(☎63・1133)

何科にかかったらよいか分からないなど、どうしても医療機関が見つからない場合、症状に合わせた医療機関をオペレーターが365日24時間体制で教えてくれます。

■小児救急電話相談

(☎#80000、☎052・9622・9900)

毎日午後7時～翌朝8時に、子どもの症状について看護師(難しい事例は小児科医)が電話で相談に応じます。